

特定秘密保護法案 修正項目

1. 安全保障の定義規定（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。）を置く。（第 1 条関係）
2. 特定秘密を指定できる行政機関について、有識者会議の意見を聴いて政令で限定することを可能とする。（第 3 条第 1 項関係）
3. 指定の延長の上限について、原則を明らかにする。（第 4 条第 3 項～第 5 項関係）
 - ① 指定の有効期間は、通算 30 年を超えることができない。
 - ② ①にかかわらず、我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ない理由を示して内閣の承認を得た場合は、通算 30 年を超えて延長できる。
 - ③ ②の場合でも、特に秘匿性の高い情報として限定列挙するものを除き、通算 60 年を超えて延長することはできない。
4. 通算 30 年を超える延長について内閣の承認が得られなかった場合、その情報が記録された行政文書は、保存期間満了後、すべて国立公文書館等に移管しなければならないこととする。（第 4 条第 6 項関係）
5. 国会に対するものをはじめ、公益上の必要による特定秘密の提供について、「できる」規定から「するものとする」という義務規定とする。また、国会における保護措置については、国会において定めることとする。（第 10 条第 1 項関係）
6. 特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施に関する基準は、有識者会議の意見を聴いた上で閣議決定し、その運用状況についても毎年、有識者会議の意見を聴くものとする。また、内閣総理大臣は、基準に従った運用を確保するため、行政機関の長に対して改善の指示をすることができるものとする。（第 18 条関係）
7. 政府は、毎年、有識者会議の意見を付して、特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について国会報告し、公表するものとする。（第 19 条関係）
8. 違法行為等による特定秘密の取得について、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命身体を害すべき用途に供する目的で行ったものに限り処罰することとする。これにより、報道目的の取得は本法案では処罰されないこととなる。（第 24 条第 1 項関係）

9. 施行から5年経って特定秘密を保有したことがない行政機関については、政令で特定秘密を指定することができる行政機関から除外することとする。(附則第3条関係)
10. 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除を適正に確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第9条関係)
11. 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受けた国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。(附則第10条関係)
12. 別表から「その他の重要な情報」を削除し、より明確な表現に置き換えるものとする。(別表関係)